

# トカイナカ三木☆新生活応援事業

～三木で新生活を始める若者世帯に**最大100万円!**～



## 39歳までの方

- (①婚姻時 ②申請時)で
- ・世帯**所得**500万円  
(年収約660万円)未滿
  - ・ひとり親家庭※1は  
世帯**所得**250万円  
(年収約330万円)未滿

「三木市空き家バンク」  
掲載の戸建て  
住宅利用で  
**所得制限無し**

新婚  
世帯

## ①婚姻日※2がR7.1.1以降の方

- ・ご夫婦ともに39歳までの方
- ・支払対象経費は、R7.4.1～R8.3.31 お支払い分です。※3

賃貸費用※4

物件購入費

引越代※5

リフォーム代※6

他市町村から三木市へ移住したご夫婦、ひとり親家庭、  
パートナーシップ宣言をされたパートナーの世帯

## ②移住の方※6

- ・物件購入して移住か、自己又は親所有物件への移住
- ・R7.3.1～R8.3.31の住民票移動、支払対象経費※3

物件購入費

引越代※5

リフォーム代※6

【基本】  
補助上限  
**30万円**

## 29歳までの方 (①婚姻時②申請時。ひとり親世帯は親の年齢、ご夫婦・パートナーシップ世帯は双方の年齢。)

婚姻日がR7.1.1以降のご夫婦の方は  
**上限60万円!**

中古住宅購入なら  
**上限80万円!**

「三木市空き家バンク」掲載の中古住宅購入なら  
**上限100万円!!**

※1 高校生相当以下の子を養育している母子・父子家庭

※2 外国籍の方同士のご結婚の場合は、日本方式の婚姻をしていない場合は対象外となります。

※3 申請期間は、**令和8年3月31日まで**。①の場合、婚姻が1・2・3月の方に限り、3月分に支払った対象経費も対象になります。

①②共通で、実績報告申請書提出時に、市税(国保税・固定資産税・住民税等)の滞納がある場合は補助対象になりませんのでご注意ください。

※4 原則、家賃(1か月分)、共益費、敷金、礼金、仲介手数料のみが対象。※5 引越し業者に支払った経費。ただし工事費(クーラー取外し・取付け費等)除く。

※6 自己所有物件に限る。

※ 就職又は起業により東京圏から移住した方は、移住支援金制度[世帯100万円(18歳未満のお子さん1人につき100万円)、単身60万円]がございます。

詳しくは、三木市縁結び課(0794-82-3030)までお問い合わせください。